

## 第6章 環境の保全及び創造のための措置

本事業の環境影響評価では、大気質、土壌、騒音、振動、低周波音、地盤沈下、日照阻害、電波障害、廃棄物・残土、地球環境、気象（風害を含む）及び景観の12項目を選定し、評価を行った。

また、本事業の実施に伴い地域熱供給事業者の施設からの排出ガスが増加することによる大気質への影響についても、地域熱供給事業者からの提供資料をもとに評価を実施した。

いずれの項目についても環境保全目標を満足するものと評価したが、さらなる環境保全対策を検討・実施し、より一層の環境への影響の軽減を図る計画である。

環境の保全及び創造のために講じることを予定している措置は、以下のとおりである。

### 6.1 工事計画

- ・建設工事の実施にあたっては、周辺地域に対する影響を軽減するため、可能な限り最新の公害防止技術や工法等を採用し、低公害型機材を使用する。
- ・事業計画地の周囲には、病院や専門学校等が存在していることを踏まえ、これらの近隣施設と十分な事前協議を行い、工事を実施する。
- ・建設資機材等の運搬にあたっては、車両走行ルート of 適切な選定、走行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関連車両の運行管理等により周辺環境に配慮する。
- ・工事関連車両の出入口には、交通誘導員を配置し歩行者の安全を確保する計画である。
- ・低VOC塗料などの環境への影響の少ない材料選定等により、周辺環境への影響の回避、低減に努める。

### 6.2 交通計画

- ・敷地内に施設利用車両の滞留スペースを確保し、周辺道路に車両の滞留が発生しないように配慮する。また、公共貢献策の一つとして、地下歩道やデッキにより周辺の鉄道駅とのアクセスを確保する予定であり、このことにより、公共交通機関の利用を促進するなど、周辺地域の交通環境に配慮する。
- ・本事業においては商業や劇場への一般来訪者に対して、パンフレット、案内ホームページ等を通じて公共交通機関利用の周知を図っていくことを検討する。
- ・「主要交通ルート」への一般来場者等の施設関連車両の交通誘導策については、オープン後の一定期間や繁忙期における主要交差点への交通誘導員の配置、車両出入口付近での案内、駐車場内での案内板設置、ホームページやチラシなどによる周知を行うことを検討する。

### 6.3 緑化計画

- ・都市再生プロジェクトの第八次決定である「地球温暖化対策・ヒートアイランド対策モデル地域」の取組内容や、大阪駅西地区地区計画に基づき、隣接する西梅田地区との連続性を考慮しながら、建物の外壁面を現状よりも後退させることによりオープンスペースを確保するとともに、十分な緑化を計画する。

## 6. 4 環境保全計画

### 6. 4. 1 大気質

#### (1) 工事中

- ・建設工事の実施にあたっては、工事区域の周辺には仮囲い、解体建物の周囲には防音パネルを設置することに加えて適宜散水するなど粉じんの発生及び飛散防止を図る。また、大気汚染物質の排出量を抑制するため、排出ガス対策型建設機械の採用及び良質燃料の使用に努めるとともに、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を行う。
- ・既存建物の解体に先立ち、大気汚染防止法や石綿障害予防規則などの関係法令に沿って調査を行った結果、一部アスベストの使用が確認されたため、調査結果に基づき、適正に飛散防止及び除去を行う。
- ・建設機械等の稼働状況を把握するとともに、万一問題が発生した場合には、関係機関と協議のうえ、適切な対策等を検討・実施する。
- ・建設資機材搬入車両の計画的な運行により、適切な荷載を行い、工事関連車両の台数をできる限り削減する。
- ・走行時間帯については、ラッシュ時など混雑する時間帯をできるだけ避けるとともに、各工事のピークがなるべく重ならないように工程を調整する等の工事の効率化・平準化に努め、車両の分散を図る。
- ・走行ルートについては、幹線道路をできるだけ利用するとともに、複数のルートを設定し、車両の分散化を図る。
- ・今後の工事計画の詳細検討においては、建設機械の台数削減を検討するなど、二酸化窒素等の排出抑制を図る。

#### (2) 施設利用時

- ・空調熱源について、地域熱事業者から蒸気の供給を受け、事業計画地内では蒸気や電力を使用することにより、ボイラ等のガス燃焼を伴わない方式とする。

### 6. 4. 2 騒音、振動、低周波音

#### (1) 工事中

- ・建設工事の実施にあたっては、工事区域の周囲には遮音壁を兼ねた仮囲いを、また解体建物の周囲には防音パネルを設置し騒音の抑制に努める。また、建設機械等からの騒音・振動による周辺地域への環境への影響を軽減するため、低騒音・低振動型建設機械の使用に努めるとともに、空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行等、適切な施工管理を行う。また、地下工事については、1階床を施工した後に地下の掘削・躯体工事を行う逆打工法を採用し、建設機械等からの騒音による周辺環境への影響をできる限り軽減する計画である。
- ・事業計画地の周囲には、病院や専門学校等が存在していることを踏まえ、これらの近隣施設と十分な事前協議を行い、工事を実施する。
- ・夜間工事を実施する場合には周辺環境に配慮し、できる限り騒音等が発生しない工種・工法とし、警察、道路管理者等関係機関と協議調整の上、安全な工事計画を立て実施する。
- ・建設資機材搬入車両の計画的な運行により、適切な荷載を行い、工事関連車両の台

数をできる限り削減する。

- ・走行時間帯については、ラッシュ時など混雑する時間帯をできるだけ避けるとともに、各工事のピークがなるべく重ならないように工程を調整する等の工事の効率化・平準化に努め、周辺道路において入場待ち車両が発生しないよう適切な運行に努める。
- ・走行ルートについては、幹線道路をできるだけ利用するとともに、複数のルートを設定し、車両の分散化を図る。
- ・夜間の工事関係車両の走行については、周辺地域への影響を最小限にとどめるよう工事計画を立て、台数削減に努め、走行速度の順守を徹底し道路交通騒音に配慮する。

## (2) 施設利用時

- ・空調設備等については、低騒音・低振動型の設備を可能な限り採用するとともに、必要に応じて防音壁の設置等の対策を行う。

### 6. 4. 3 地盤沈下

- ・工事の実施にあたっては、西日本旅客鉄道株式会社、阪神電鉄株式会社との関係者間協議の方針に基づき、解体工事を含む必要な期間において、山留壁や地盤の鉛直・水平変位量計測、軌道や函体の変位量や応力度計測等を実施しながら施工を行い、安全確保に努めるものとする。
- ・事業計画地の範囲の、近隣建物との離隔距離が比較的小さいところについては、念のため、事前に現地を確認し、適切な工事計画のもと作業を進める。

### 6. 4. 4 日照阻害

- ・計画建物を高層部、中層部及び低層部の3段構成とするなど、周辺市街地への日影の影響をできる限り軽減する計画である。

### 6. 4. 5 電波障害

- ・計画建物の外壁面を敷地境界からセットバックするとともに、高層部、中層部及び低層部の3段構成とするなど、周辺市街地への電波障害の影響をできる限り低減する。
- ・工事中を含め、地上躯体の進捗及びクレーンの設置高さを踏まえて、事前に障害範囲内の対策が必要な地域について、適切な対策を行う。また、それ以外の障害発生予測範囲内の電波障害対策未実施地域についても、工事の進捗状況を踏まえ自主的に事後調査を行い、本計画建築物の影響が確認された場合には、適切に対応する。

### 6. 4. 6 廃棄物・残土

#### (1) 工事中

- ・関係法令に基づき、発生抑制・減量化・再資源化等について適切な措置を講じる。また、使用する建設資材等についても、できる限りリサイクル製品を使用する計画である。
- ・撤去物については、解体建物について事前調査を実施し、分別解体計画を作成し、分別解体を実施するよう努める。

- ・可能な限り場内で種類ごとに分別し、中間処理業者に引き渡すことにより可能な限り再生骨材、路盤材等としてリサイクルを図る。
- ・搬出にあたっては、散水やシートで覆うなど、飛散防止を行う。さらに、使用する建設資材等については、できる限りリサイクル製品を使用するものとし、建設リサイクルの促進についても寄与できるよう努める。
- ・梱包資材の簡素化による廃棄物の発生抑制や分別コンテナによる廃棄物分別により廃棄物の減量化に配慮する。
- ・産業廃棄物管理票の写しを確実に処理業者から受取り、最終処分まで適正に処理されたことを確認する。
- ・アスベストの使用が一部確認されたため、既存建物の解体に先立って除去することとなるが、除去したアスベストについては廃棄物処理法などの関係法令等や今後の法規制の動向も踏まえて、適正に処理、処分する。
- ・場内において発生する残土については、植栽マウンドとして場内において有効利用を検討する。
- ・場外処理する残土については、現場間流用による埋戻し利用、盛土材として有効利用を検討する。
- ・汚泥については、泥水や安定液等をできる限り使用しない工法の採用等により建設汚泥の発生抑制に努めるとともに、具体的なリサイクル手法を検討しリサイクル率の向上に努める。

## (2) 施設利用時

- ・「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」等の関係法令に基づき、適正に処理するとともに、その内容を関係機関に報告する。
- ・適切な廃棄物保管施設を設けるとともに、分別ボックスの設置の推奨により廃棄物のリサイクル推進に努めるとともに、入居テナントに啓発文書を配布する等により、廃棄物の発生抑制と分別の周知徹底を継続的に行う。
- ・本施設には飲食業や食料品小売業を営むテナントが入居する予定であり、平成 19 年に改正された食品リサイクル法の趣旨を踏まえた適切な取組が進められるよう、減量化やリサイクルの方策を検討していく。
- ・今後も関係法令の動向に注目し、本事業による影響がさらに低減されるよう検討を行う計画である。

## 6. 4. 7 地球環境

- ・都市再生プロジェクトの第八次決定である「地球温暖化対策・ヒートアイランド対策モデル地域」に含まれていることや、大阪駅西地区地区計画に基づき、これらの地域整備方針や主な取組内容との整合を図った計画とする。
- ・外壁に十分な断熱・遮熱性能を持たせるとともに自然エネルギーの利用、省エネルギー機器、高効率機器の積極的な採用、地域熱供給施設の導入、ビルエネルギー管理システム（BEMS）の充実などにより、温室効果ガスを抑制する計画を検討する。
- ・自然エネルギーの利用については、自然換気及び排気ファンの設置や雨水利用に加え、今後の詳細設計では、最新の関係法令等を踏まえ、自然エネルギーの利用拡大や、より効果的な省エネルギー技術の導入について検討を行い、さらなる二酸化炭素の排出

抑制を図る。

#### 6. 4. 8 ヒートアイランド

- ・建物の外壁面を現状よりも後退させることによりオープンスペースを確保し、高木の植栽による木陰の創出や十分な緑化を計画するとともに、保水性の舗装の採用を検討する。さらに中層部屋上にも緑地面積を確保する。また、地域熱供給事業者の設置するクーリングタワーについては、その設置場所を高層棟屋上とすることで、熱拡散を促し地上部のヒートアイランド化を緩和する。
- ・省エネルギー化を図るための建築・設備計画等によりヒートアイランドの緩和に努める。

#### 6. 4. 9 気象（風害を含む）

- ・本事業においては、計画建物を低層部、中層部、高層部の三段構成とし、高層部の平面形状を雁行形とするとともに、事業計画地内の南西側を主体に高さ6～10mの常緑樹を配置することにより、歩行者等への風の影響をできる限り軽減する計画である。
- ・事業計画地内の植栽の維持管理はすべて事業者が行い、十分な防風効果が得られるよう適切な維持管理に努める。

#### 6. 4.10 景観

- ・事業計画地は、大阪市景観形成推進計画において「都市魅力景観形成地域」に含まれており、大阪駅周辺で開発が進み景観形成の重要性が高い地域であることから、計画建物の外観・色彩等については、周辺地域の既存建物と計画建物とが調和するように努める計画である。
- ・既存の高層建物との関係に配慮し、計画建物の高層部を事業計画地の西側に配置することにより、大阪駅前広場に対する圧迫感の軽減に配慮する計画である。
- ・計画建物の外観、色彩等については、周辺地域の既存建物と計画建物とが調和するよう大規模建築物等の景観に関する協議について、大阪市担当部局と協議する計画である。
- ・日本郵政株式会社が大阪中央郵便局の建替えを検討するにあたって組成した『「大阪駅前にふさわしい景観形成・歴史継承のあり方」に関する検討委員会』の提言を踏まえ、現局舎の建築的特長を備えた一部を計画建物の低層部に移設し、計画建物と一体のものとして再生・活用を図る計画である。具体的には、現局舎東側の玄関部の外壁面を含む1階から2階の幅約17.1m、奥行き約17.1mを残し、計画建物低層部の北側中央部の入り口付近に移設し、計画建物と一体のものとして再生・活用を図る。

#### 6. 4.11 文化財

- ・埋蔵文化財については、事業計画地は周知の埋蔵文化財包蔵地ではないが、新たな掘削工事にあたっては、大阪市教育委員会等の関係機関と協議し適切に対処する。

6. 5 大阪市環境基本計画の推進

本事業の実施にあたっては、大阪市環境基本計画に定められた、5つの重点的取組項目に対して、表 6-1 に示す環境配慮を実施するものとする。

表 6-1 大阪市における重点的取組項目及び本事業における環境配慮

重点的取組項目		本事業における環境配慮
1	環境負荷の少ないまち	敷地内に施設利用車両の滞留スペースを確保し、周辺道路に車両の滞留が発生しないように配慮する。また、公共貢献策の一つとして、地下歩道やデッキにより周辺の鉄道駅とのアクセスを確保する予定であり、このことにより、公共交通機関の利用を促進するなど、周辺地域の交通環境に配慮する。
2	花と緑と水に親しめる快適なまち	都市再生プロジェクトの第八次決定である「地球温暖化対策・ヒートアイランド対策モデル地域」の取組内容や、大阪駅西地区地区計画に基づき、西梅田地区との連続性を考慮しながら、建物の外壁面を現状よりも後退させることによりオープンスペースを確保するとともに、十分な緑化を計画する。
3	脱温暖化のまち	地球温暖化を抑制するため、都市再生プロジェクトの第八次決定である「地球温暖化対策・ヒートアイランド対策モデル地域」に含まれていることや、大阪駅西地区地区計画に基づき、これらの地域整備方針や主な取組内容との整合を図った計画とする。 そのため、地球温暖化を抑制する高効率空調設備、高効率照明設備、ビルエネルギー管理システム（BEMS）の導入などエネルギー高効率利用システムの構築や、空調熱源として効率の高い地域熱供給の導入等に努める。
4	持続可能な循環型のまち	工事の実施に伴い発生する建設廃棄物は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」等の関係法令に基づき、発生抑制・減量化・再資源化等について、適正な措置を講じる。また、使用する建設資機材等については、できる限りリサイクル製品を使用する。 施設利用時については、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」等の関係法令に基づき、適切に処理するとともに、その内容を関係機関に報告する。
5	すべての主体が参加・協力するまち	近隣の地権者間で、「西梅田地区開発協議会」を組成しており、西梅田地区の緑豊かな都市環境の維持、向上及び魅力ある都市空間の創造に近隣地権者と一体となって取り組む。